

報告第 29 号

宇和海文化都市開発株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、
宇和海文化都市開発株式会社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

